

多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金 について

○多様な集団活動事業の利用支援事業費補助金とは

各市町村に認められた多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、各月にかかる利用料(※1)のうち月額上限20,000円までを補助する事業です。

※1 利用料とは、入園料・延長料金・給食費等を除く費用のこと

○つくば市で補助対象となる要件

・対象となる幼児がつくば市民であること

(申請先は、施設の利用期間中に幼児の住民票がある市区町村となります。補助事業実施の有無は市区町村により異なるため、直接各市区町村に確認をしてください。)

・対象施設を概ね、1日4時間以上8時間未満(延長保育含めない)、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用月の初日に在籍している満3歳以上(※2)の小学校就学前の幼児であること

・当該利用月において、幼児教育・保育の無償化給付を受けていないこと

(無償化給付を受けた月・受ける予定の月は補助対象になりません。)

※2 補助金の対象となるのは、3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の利用料からです。

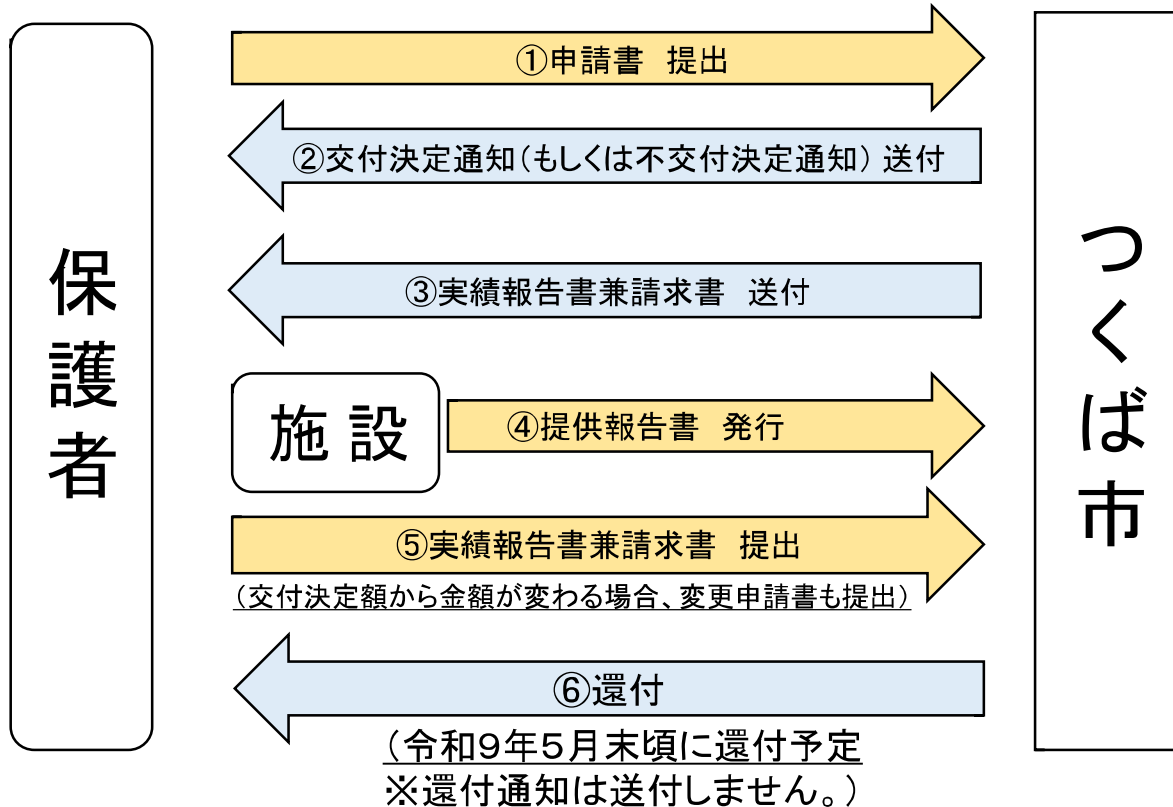
例1) 令和5年11月19日生まれ → 支給対象月は令和8年12月から

例2) 令和6年2月1日生まれ → 支給対象月は令和9年2月から

○対象施設

- ・自主保育コロボックル
- ・かいじゅうたちのいる庭ゴンゴン
- ・森のようちえん あなたとわたし
- ・Kids Creation TSUKUBA
- ・Tsukuba International School
- ・Liberty International School
- ・First Steps Montessori English School

○手続きの流れ



○注意事項

- ・この補助金は令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)の利用料が対象となり、それ以前の利用料は対象になりません。
- ・つくば市に住民票がある月分のみ補助金の申請が可能です。
(月初にどの市区町村に住民票があるかにより判断します。)
例) 令和8年5月10日に〇〇市からつくば市へ転入した場合
令和8年4・5月分 → 〇〇市へ申請
令和8年6月～令和9年3月分 → つくば市へ申請
- ・申請や実績報告・請求の手続きにはそれぞれ締切りを設けます。締切りを過ぎてしまった場合、還付が受けられない可能性があります。予め御了承ください。